

函 企 計

令和3年(2021年)4月1日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

(企画部計画推進室計画調整課 21-3692)

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

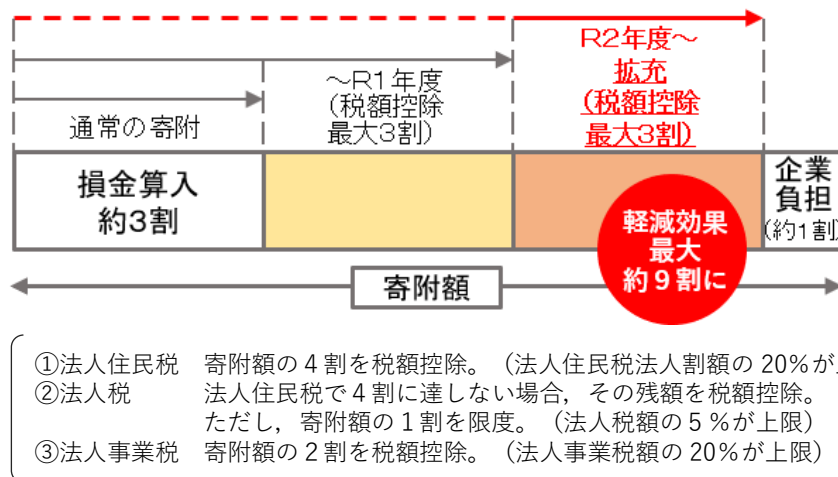
令和3年(2021年)4月1日より、本市は地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の認定自治体となり、市外企業からの寄附は、税制上の優遇措置を受けられることになりました。

1 制度概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト(地域再生計画の取組事業)に対して、地域外の企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年(2020年)4月、国は、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度の大幅な見直しを行いました。

これにより、損金算入による軽減効果(寄附額の3割)と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



[寄附にあたっての主な留意事項]

- (1) 本社が函館市内にある企業は、本制度の対象になりません。
- (2) 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- (3) 寄附を行うことの代償として経済的利益を受け取ることは禁止されています。

2 税額控除の特例措置適用期限

令和3年(2021年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

3 寄附の対象事業

地方創生に資する事業 (※「第2期函館市活性化総合戦略」に合致する事業)